

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止訴訟

原告 平 和子

被告 国

準備書面 21

弁論更新にあたって—これまでの主張の整理—

2020年 9月25日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐 藤 博 文

弁護士 池 田 賢 太



第1 弁論更新にあたって

1 本件訴訟の概要

本訴訟は、自衛隊の南スーダンPKO派遣が、原告の平和的生存権を侵害するものであるとして、派遣の差止めと国家賠償を求めている。PKOの派遣そのものが違憲であるとの主張（法令違憲）に加え、仮にPKOへの派遣が合憲としても、南スーダンにおいてはPKO協力法が求める参加五原則が満たされていないのであるから、本件派遣は違憲違法であるとの主張（適用違憲）を立てている。

2 本書面の目的

本訴訟は、2016年11月30日の提訴以来、弁論を重ね、これまでに提出した原告の準備書面は20通になる。本書面は、弁論の更新にあたり、原告らの主張を概括的にまとめ、各準備書面の位置づけを明らかにして、新たな裁判体の本訴訟の理解に資したいと考えて提出するものである。

第2 これまでの到達点について

1 南スーダンの情勢

何よりもまず、南スーダンの情勢について述べておきたい。これは、後述する日本のPKO派遣の根拠法たるPKO協力法が求める参加五原則のうち、第1原則である「紛争当事者の間で停戦合意が成立していること」の要件を満たすかどうかという点において重要な事実だからである。

この間、原告は、新聞記事や黒塗りの日報に基づき、施設部隊が派遣されていた当時も、南スーダンは内戦状態であったことを明らかにしてきた（**原告準備書面1・2**）。

また、2016年7月のジュバ・クライシスを踏まえて国連事務総長が結成した独立調査団の報告書に基づく主張も行った（**準備書面1・8**）。

併せて、被告がこれらの情報に接し、参加五原則に反していることを認識しながら、それを国民に隠蔽し、漫然と本件PKOへの派遣を継続していたことについても指摘したのが**準備書面1・6**である。

2 国連PKOの変遷と法令違憲

これまで、自衛隊そのものはもちろん、自衛隊のPKO活動や多国籍軍との一体化した軍事行動に対しては、様々な訴訟が提起されてきた。**準備書面1・1**においては、国連PKO協力法制定当時の議論と、いわゆる安保関連法の一つであるとしてのPKO協力法改正法の違憲性について論じた。**準備書面4**では、国連憲章・憲法・安保条約、安保関連法との関係で自衛隊の実態すなわち軍隊化を論じた。

また、日本国民の多くは、PKO活動が軍事的性格を持つものへと変遷しているということを知らない。紛争当事者に対して中立であるべきという考え方ではなく、その任務(マンデート)に忠実であるべしとの変遷がなされている。これは、PKO参加五原則のうち第3原則の「当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること」と真っ向から衝突するものであるとともに、第5原則の「要員の生命等の保護のための最小限度の武器の使用」ではなく、国際交戦法規が適用される「武力の行使」に転換していることを意味する。従って、もはやPKO参加五原則を堅持する以上、国連PKO派遣はできないはずであることを**準備書面8**で詳述している。

併せて、派遣された自衛隊員の法的地位については国連地位協定との関係で論じているし(**準備書面12**)、現代の戦争の実態と救命について**準備書面6**で明らかにし、派遣された自衛隊員の命が現実に危険にさらされていることも主張した。

3 南スーダンPKO派遣は原告の平和的生存権を侵害する

具体的な南スーダンPKOの派遣状況については、**準備書面5**、及び**7**で述べた。情報開示請求で明らかになった第10次隊の隊員の健康状態については**準備書面9**で明らかにした。心身の負傷状況が明らかにされている。主にアメリカの症例を基に、戦場で受けたストレスが兵士に与える影響についても明らかにした(**準備書面13**)。

原告は、自衛官の母である。息子が南スーダンに派遣されるかもしれない、その場合には殺し殺されるかもしれないという不安と恐怖を抱いた。こういった家族に対し、被告は適宜情報提供をしているというが、その実態は現状を隠蔽するものでしかなかったことは、**準備書面20**で論じた。こうして情報を隠蔽された中で、息子や息子の仲間たちを戦場に送ることは断じて許されないというのが、原告の平和的生存権の核心である(**準備書面14**)。

平和的生存権については、恵庭・長沼の事件から裁判所において繰り返し争

点となっている。現時点の到達点は、イラク派兵差止訴訟における名古屋高裁判決である。ここで示された平和的生存権の法的性質については、**準備書面3**及び**10**で明らかにした。

4 南スーダンPKOは現在も派遣が継続していること

本件訴訟を提起して、第2回口頭弁論前日の2017年5月末日までに施設部隊は撤退した。しかし、今なお司令部要員の派遣は継続している（**準備書面19**）。

以上